

マイナンバーカードの保険証利用について

医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用を推奨しております。当院が患者様からお預かりした受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報は、適切に管理・活用して診察いたします。

なお、令和6年6月1日より、医療情報取得加算として下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。

初診時	マイナ保険証利用あり	1点
(月に1回)	マイナ保険証利用なし	3点
再診時	マイナ保険証利用あり	1点
(3月に1回)	マイナ保険証利用なし	2点

○上記にかかわらず他の保険医療機関からの紹介状をお持ちの方は、診療報酬点数が1点となります。

○マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

